

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号を次のように改める。

(1) この条の規定により年次休暇が認められている職員以外の職員

((4)に規定する特定職員を除く。(2)において同じ。)であって、6月以上の任期を定めて採用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる職員 6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日 (以下この項において「特定日」という。)以後の1年間において10日

(ア) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員

(イ) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるもの

(ウ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が217日以上であるもの

イ 次の（ア）から（イ）に掲げる職員 特定日以後の1年間において、次の（ア）に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、次の（イ）に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

（ア） 1週間の勤務日が4日以下とされている職員（1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。）

（イ） 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から120 日まで	48日から72 日まで
日数	7日	5日	3日	1日

（2） 前項の規定により年次休暇が認められている職員以外の職員であって、（1）に掲げる場合以外の場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 前号ア（ア）から（ウ）までに掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6月継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したものの次の1年間において10日

イ 前号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したものの次の1年間において前号イ（ア）に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、前号イ（イ）に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から120 日まで	48日から72 日まで

日数	7日	5日	3日	1日
----	----	----	----	----

(3) この条に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員（この号に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員を含む。）である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 1号（ア）から（ウ）までに掲げる職員で、特定日（1号に掲げる場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。）から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

特定日から起算した 継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

イ 1号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員で、特定日から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれ1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ1年間において1号イ（ア）に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日 数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日 数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで	
特定日から 起算した継 続勤務期間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日

	6 年以 上	15日	11日	7日	3日
--	-----------	-----	-----	----	----

(4) 2号に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員（この号に掲げる場合に該当して年次休暇が認められた職員を含む。）又は特定職員（継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次休暇が認められていないものをいう。）である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 1号ア（ア）から（ウ）までに掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下この号において「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以 上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

イ 1号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、1号イ（ア）に掲げる職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、1号イ（イ）に掲げる職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日	4日	3日	2日	1日
-----------	----	----	----	----

数					
1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
6月経過日から起算した継続勤務期間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

第13条第1項中「別表第3」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第2」に改め、同条第3項中「別表第3」を「別表第1」に、「別表第4」を「別表第2」に改め、同条第4項中「別表第3」を「別表第1」に、「別表第4」を「別表第2」に改め、同条第7項中「別表第4」を「別表第2」に、「別表第5」を「別表第3」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表第1とする。

別表第4中「別表第5」を「別表第3」に改め、同表を別表第2とし、別表第5を別表第3とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。